

～ 2009 年，裁判員制度開始に向けて～

裁判員模擬裁判レポート

2009 年春にはじまる裁判員裁判に備え，全国各地の裁判所で法曹三者による模擬裁判が実施されている。最高裁が作成した記録を用いて本番を想定したいわば真剣勝負を行ない，裁判員裁判における問題点の洗い出しをしようというのが主たる目的である。2006 年度（本年度）は3回の実施が予定されており，既に2回が終わった。

まだ実験段階にとどまるが，将来の裁判員裁判の公判審理の姿を垣間見ることができると思われるので，会員の参考のためにその様子をご報告したい。ここでは，2006 年 6 月 28 日から 6 月 30 日までの3日間，東京地裁で実施された裁判員模擬裁判（通称「及川事件」）の様子を中心にレポートする。

裁判員制度センター副委員長 山内 雅哉



裁判員制度

■ 法廷の様子

現在のモデル法廷（806 号法廷）では，裁判官・裁判員席は，裁判官3人が中央に，6人の裁判員はその両側にそれぞれ3人ずつ着席し，9人が横一列にアーチ状に並ぶ配置になっている。

そして，法廷には多くの映像機器が設置されている。まず，証言台の上にはタブレット PC が置かれ，裁判官・裁判員席，検察官席，弁護人席には，それぞれ小型モニターが設置されている。証言台で図面を示したり，証人等へ書き込みをしてもらうと，その図面や書き込む様子が各モニターに映し出されるという仕組みだ。傍聴席用にも大型（50 インチ）のプラズマディスプレイが2台，検察官席・弁護人席の背後に用意されている。

さらに，証言内容等の記録は，速記に代わって DVD で録画・録音を実施しており，そのためのカメラが法廷に設置されている。

■ 審理の在り方

裁判員裁判では，一般市民である裁判員が理解できる審理であることが要請され，これまでのように膨大な調書を閲読して心証形成をするという手法は取り得ない。裁判員が，公判廷での審理を目で見て，耳で聞いてわかるものにするという観点から，審理の在り方も従前とは異なってきている。

(1) 冒頭陳述

まず，冒頭陳述では，検察官が準備した書面をただ読み上げるといった方法は取られていない。検察官は法廷の中央に立ち，裁判員に向かって裁判員の目を見ながら事件の概要，争点等を比較的平易な言葉で裁判員に語りかけるように説明をする。その際，パソコンを操作してパワーポイントで要点をモニターに写すという手法が取られている。

そして，裁判員裁判においては，弁護人も冒頭陳述を行なわなければならないが（刑訴法316条の30），ここでも検察官と同様に，パワーポイントを用いて要点をモニターに示しながらその主張を展開し，書面を読み上げるという方法は取られなかった。

なお，論告・弁論についても同様であり，本番の裁判員裁判においても，このようなスタイルが主流になるのではないかと予想される。

(2) 書証の取調べ

証拠書類の取調べ方法について，現在の実務では「朗読」に代えて「要旨の告知」（刑訴規則203条の2 I）がなされているが，前述のように，裁判員裁判では，裁判員が訴訟記録を読み込むのではなく法廷で直接心証を取るためには，「全文朗読」が原則となる。弁護人はこの点を強く主張し，戸籍謄本といった一部の例外を除き，供述調書等は検察官が全文朗読するとい

う方法で書証の取調べが行なわれた。

なお、最高検が2006年3月に発表した「試案」によれば、書証の取調べは、事案や書類の内容・分量に応じ「全文朗読と要旨の告知を適宜併用することが現実的である」とし、全文朗読を原則とすることに対しては、消極的な態度である。

(3) 一部不同意から合意書面の作成へ

これまでの実務では、検察官請求の書証について争いのない部分については「一部不同意」がなされてきた。しかし、同意部分だけをつなぎ合わせて朗読するより、争いのない部分を「合意書面」(刑訴法327条)とする方が裁判員に分かりやすい。そこで、日弁連は裁判員裁判において、その活用を主張し、本件弁護人及び裁判所もその活用には積極的であった。

しかしながら、検察庁は「合意書面」は2次的証拠であるとしてその活用に消極的であり、及川事件では合意書面の作成に至らなかった(なお、本年度第2回目の模擬裁判[通称「高橋事件」]では、裁判所からの強い指導でようやく合意書面が作成された)。

(4) 自白の任意性の取調べ方法

及川事件におけるメインテーマは、自白調書の任意性の取調べ方法であった。

冒頭陳述の段階で、事件の内容に加えて任意性の問題を主張しても、裁判員にはほとんど理解されないであろうという発想から、検察官及び弁護人の任意性に関する主張は、目撃証人等の尋問が終わった後、被告人質問に入る直前の段階で各5分程度で行ない、その後被告人質問に入るという方法が採用された。そして、被告人質問では、「罪体」→「任意性」の順で質問を行

ない、被告人質問終了後に、取調べ検事の証人尋問を実施するという順序であった。

このような方法を取ったのは全国的に東京だけであったが、注目に値する方法であると思われる。

■ 評議について

(1) 評議の進め方とルール化の必要性

今回の模擬裁判では、評議室での評議の様子を別室のモニターで傍聴することができた。

刑事裁判の原則について、公判廷においては裁判長から裁判員に対して説示がなかったので、評議の冒頭では説明があるものと思っていたが、残念ながらされなかった。また、評議が、検察官と弁護人のどちらが説得的だったかを問い、さらに、「誰の供述が一番信用できるか」というテーマを設定して進められていた点も、改善されるべきであると感じた。

今回は模擬裁判ということで評議の様子を傍聴することができたが、実際に制度がスタートすると評議は密室となるので、あらかじめ一定のルールを決めておくことが必要であろう。

(2) 量刑資料

量刑判断にあたっては、裁判所がそのデータベースからピックアップした量刑資料を裁判員に配布して、これに基づいて議論をすすめていた。どのような量刑資料が配付されるのかは検察官・弁護人ともに関心のあるところであり、この制度がスタートする時までには、法曹三者が量刑資料のデータを共有できるようにする必要がある(現在、裁判所もその方向で検討中といわれている)。

■ その他

この模擬裁判では、公判審理を全てDVDで録画・録音し、検察官・弁護人に交付し、評議の際には証人の証言内容を確認するのに利用していた。

しかしながら、少なくとも検察官や弁護人からは、論告・弁論を作成するにはDVDは一覧性がなく不便であり、調書が欲しいとの意見が出されており、改善の必要がありそうである。



裁判員模擬裁判 証人尋問の様子